



国際ロータリー第2790地区

千葉南ロータリークラブ会報

THE ROTARY CLUB OF CHIBA SOUTH

創立	1964年3月2日	例会日	毎金曜日12時30分	例会場	オークラ千葉ホテル
会長	鈴木 美津江	幹事	杉本 峰康	会報委員長	村田 紀之

〈事務局〉 〒260-0027 千葉市中央区新田町1-2-1 トーシン千葉ビル7階 (☎ 043-245-3204)

2012年10月第1週号

第2376回



平成24年10月5日(金) 点鐘12:30<晴れ>

- ☀ 国歌斉唱 『君が代』
- ☀ ロータリーソング 『奉仕の理想』
- ☀ 四つのテスト ～言行はこれに照らしてから～

1. 真実か どうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるか どうか

■お客様紹介

- ・ひかり学園・常務理事 藤崎 明様
- ・ひかり学園・園長 武藤 直樹様
- ・米山奨学生 王 欣さん

■会長挨拶及び報告 鈴木 美津江会長

ひかり学園より藤崎様、武藤様、本日はようこそお出でいただきました。有難うございます。過日は突然にひかり学園をお訪ねし、いろいろと見せていただきまして有難うございました。

理事・役員会報告

- ・地区より交換留学生の取り組みについて
- ・得居ガバナーより会員増強について
- ・新会員オリエンテーション開催について(11/9 18:00～)
- ・吉田隆之会員⇒ 親睦活動委員会に所属
- ・11/30(金)を11/29(木)へ変更(点鐘18:00)
- ・12/15(土)忘年家族例会にオークションを行う

■ご挨拶

ひかり学園・常務理事 藤崎 明様

皆様こんにちは。こちらに来させて頂きますと、そろそろ秋かなということで、今年も図々しくやってまいりました。今年も多古米と野菜を販売致しますので、皆様どうぞよろしくお願い致します。昨年暮れにご寄贈いただいた食卓用テーブルは、利用者の皆さんにも大変喜ばれております。テーブルが新しくなったお蔭で、食事もより一層美味

しくなったということです。10年前にいただいたトラクターも元気に活躍しております。毎年ご協力いただいた上に、記念の度に大きなプレゼントを頂戴し有難うございます。今年もどうぞよろしくお願い致します。

■委員会報告

来週の「職場訪問及び日帰り親睦旅行」の件ですが、今回の行先がフジテレビ、ALSOK本社及びガードセンターでいずれも職域の中へ入って行くため、酒気帯びを禁止されております。申し訳ございませんが、行きバスから最終見学の終了までアルコールは禁止とさせていただきますのでよろしくお願い致します。

■幹事報告

- ・次週(12日)は、職場訪問及び親睦日帰り旅行です。蘇我駅09:30発、千葉駅09:45分です。
- ・19日の例会は、21日の地区大会へ変更となっておりますのでお間違えのないようよろしくお願い致します。

■ニコニコボックス報告

★鈴木 美津江会長、杉本 峰康幹事

本日は、ひかり学園より、常務理事・藤崎様、園長・武藤様にお越しいただきました。物販のご協力を皆様よろしくお願い致します。末吉会員、卓話を楽しみにしておりますので、よろしくお願い致します。

★小野 成子会員

私の長女・土屋奈々江が千葉で初めてのディナーショーを開催することになりました。11月2日(金)18:30～会場は、幕張グリーンタワーホテルです。(村田支配人ごめんなさい!) アラビアの民謡舞踊とベリーダンスの内容です。入場券は、15,000円です。高くすみません。もしご都合がつけば、是非いらして下さい。

★出井 清会員

伊藤会員、いつも美味しい新米を有難うございます。米という字は八十八と書くように、伊藤会員の手間暇かけたお米を美味しく戴きました。

今日で62歳となりました。先輩会員を見習い、ますます元気で活躍したいと思っております。

因みに50年前の今日、ビートルズが「ラブ・ミー・ドゥ」で英国レコードデビューしました。また、もうすぐ23作目が公開予定の映画「007」の第1作「ドクター・

ノオ」が公開された日が今日だそうです。(今朝の「天声人語」より)

★村田 紀之会員

伊藤会員、今年もお米を戴きまして有難うございます。また、先日の特大落花生に感動し、美味しく戴きました。重ねて御礼申し上げます。

末吉会員、本日の卓話を楽しみにしております。

★伊藤会員からお米を戴いた会員有志より

本日のニコニコボックス	18,000円	累計	328,000円
金の箱	0円	累計	1,955円

■ 10月度会員誕生日祝い・結婚記念日祝い

《誕生日祝い》

5日 出井 清会員 16日 村田紀之会員

31日 川合榎栄会員

《結婚記念日祝い》

2日 梅村星児会員 7日 塩谷邦昭会員

10日 川合榎栄会員 10日 石井慎一会員

14日 出井 清会員 18日 吉田隆之会員

29日 花澤 衛会員

■ 出席報告 (会員数40名)

出席者数 31	欠席者数 9	ビジター 3	修正出席率 82.0%
---------	--------	--------	-------------

千葉市内例会変更のご案内 [メニュー](#)にご利用下さい

千葉 RC	月	10/22	三井ガーデンホテル千葉
千葉西 RC	火	10/23・30	センテイター「東天紅」
千葉幕張 RC	火	10/23	アパホテル&リゾート東京ベイ
新千葉 RC	水	10/24・31	京成ホテルミラマレ
千葉北 RC	水	10/24	ホテル「トブ」ちば
千葉中央 RC	木	10/18	三井ガーデンホテル千葉
千葉港 RC	木	10/18・25	京成ホテルミラマレ

... 本日の卓話 ...

演題⇒ 自己紹介
卓話者⇒ 末吉 永久会員

末吉と申します。母がこちらで暫くの間会員でしたので、むしろ母の方をよくご存知の方が多いと思います。この度は母の代わりに入会させていただくことになりました。千葉で弁護士をして、この10月で12年目になります。



女性の弁護士というと、家事事件を中心に扱っていると思われるがちですが、そちらに特化しているわけではありません。私は、さくら総合法律事務所に所属しており、金融機関、銀行、信用金庫、損保関係をやっている、一番多く扱った事件は交通事故です。

専門的なところから離れて、ずっと続けているライフワークのような仕事があります。弁護士会の犯罪被害に関する委員会が作っているチラシに載っている活動と、もうひとつのチラシにもある千葉犯罪被害者支援センターが行っている犯罪被害者週間、11/25~12/1、犯罪被害者支援についての集会を行っています。こちらは柏で行っています。犯罪被害者支援は弁護士になった当初からずっとやっている活動です。

弁護士が被害にあった人に何をしているのかという疑問があると思うので、ちょっと説明します。チラシには加害者に損害賠償請求をしたりとか、幾つかの被害者の方がよく言われる希望について書いてあり、それに対して弁護士がどういったことが出来るのかが書いてあります。

刑事手続きの流れに沿ってそれを説明しようと思います。皆様が犯罪被害にあわれる。例えば、ひったくり、強盗にあう。そんな時にどうしたらいいのか。事件が発生すると皆さん警察に通報します。すぐに犯人が逮捕されればいいですが、捕まらない場合、被害届を出すところから始まります。そんな時弁護士に相談されると良いと思います。中には申告罪といって、例えば強姦とか告訴がないと捜査が始まらない事件がありますが、その告訴状の提出のお手伝いを弁護士ができます。

犯罪被害にあったときに、身体に対する侵害を伴うもの、例えば怪我をすとか、殺されてしまうとか、そういった重大な損害を受けた場合、国の方から犯罪被害者給付金が支払われることがあります。その時に警察を通じて手続きをしますが、その手伝いもします。

その後、犯人が逮捕されると、弁護士が付くことになります。弁護人の方で示談をしてくださいますと言ってくることがあります。警察から検察に事件が送られますが、検察官が起訴をして正式な裁判をするか判断をします。その判断材料として、被害者と示談できたかどうかというのが関わってくるがあります。例えば、先ほど申し上げた申告罪、告訴がないと起訴できないようなものに関しては、示談をして告訴を取り下げてもらえば、起訴されないことになります。刑事手続きがそこでストップするという大きなメリットがそこにはあります。弁護人の方から幾らでどうかとかいう話がきます。そういったときに、被害者はそこで示談することの意味とか、示談していいのかとか、被害弁償を受けるのに、どうするのが自分にとって一番い

いのか判断が難しいです。今までは弁護人の言いなりとか、逆に頑なになって、全く弁償を受けられないといったことになりがちでしたが、そこで弁護士に相談すると、相手の言っていることが合理的な賠償なのか、合理的ではないけれども今後進んでいくと貰えなくなるというような、見通しについても教えてもらえます。そういう意味で弁護士に相談するメリットがあります。

そうこうしているうちに、相手方が不起訴になっちゃったということがあります。正式な裁判を起こせんと検察が判断する。そういった場合、検察審査会といって、不起訴が正当であるかということについて審査する場があります。それは一般の方がランダムに選ばれます。その審査会に被害者の側から、不起訴が不当であるという申し立てをすることがありますが、そういった手伝いをするのも弁護士の仕事の一つです。

その後、起訴されました。そのとき何が出来るかと言うと、被害者側が加害者の刑事裁判へ参加したいという要望が出て、平成 20 年 12 月に加害者の刑事裁判に被害者が参加するという制度が実施されはじめました。しかし、参加できるのは全ての裁判ではないです。参加できるのは、生命身体に対する侵害を伴うもの、殺人とか傷害、業務上過失致死傷罪に関するものです。刑事裁判に被害者が参加して何をするのかというと、被告人に対して質問するとか、検察官に訴訟の進行についていろいろ意見をすることができます。裁判当事者として参加することが出来るので、検察官の席と一緒に座ることができ、前の方から被告人が何を言うのか見ていることがで、最終的に自分の意見述べることができます。法律的事実があるとか、法律の適応についての意見を述べるすることができます。

意見陳述という制度は平成 12 年頃から導入されましたが、その当時の意見陳述はあくまでも自分の思いを述べるものでした。それが被害者参加という制度に変わってから、法律の摘要についての法的な意見を述べるということができるようになりました。その時被害者が自分で参加してもなかなか難しいといった時に、参加について弁護士を代理人として付けることができます。

国選弁護といって被告人が経済的な理由で弁護人をつけられない場合、国が弁護人をつけられる制度がありますが、今回被害者参加が認められたのと時を同じくして、被害者側も経済的な事情で弁護人をつけられない場合、国の方で被害者に代理人を付けることができるようになりました。流動資産 150 万以下の資産しかない方という縛りはありますが。

意見陳述が終わり、そして判決が出ましたというところで、賠償命令という手続きがあります。申し立て自体は、判決の手続きが終結する前に申し立てておかなければならないのですが、いわゆる民事的な訴訟に

おける損害賠償請求の裁判をせずに、そういったものではなくて刑事手続きの中でその記録を利用した賠償を請求するという手続きができました。その審議というのは刑事裁判に引き続きそのまま賠償命令の審議に入っていきます。

この辺りは特に覚えなくても、犯罪被害にあったと言って弁護士に相談してもらえば、弁護士の方から色々説明を受けることができます。

大体そこら辺まで済むと、弁護士の刑事手続きにおける仕事は概ね終了です。

その後、相手方が実刑に服して、服役しましたよといった場合、どこで服役しているのか、いつ出てくるのかといったことを、事前に検察官に連絡が欲しいと希望を言っておくと、連絡が貰える制度ができています。大体こういったところが被害者支援について弁護士が出来ることです。

先程主婦として、母親として、と、紹介されましたけれども、一応母親業はしていますが、主婦らしいことはしていません。弁護士業 50%・家事 50%くらいで併せて 100%といったところです。

(文責 向後 保雄会員)



日本の弁護士は、**民事訴訟**では、原告・被告等の訴訟代理人として主張や立証活動等を行う。破産や民事再生、会社更生法の申請などの法的倒産処理手続やこれに関連する管理業務などの**法律事務**を行い、関連する**法律相談**も行う。また**刑事訴訟**では、弁護人として被告人の無罪を主張し、あるいは適切な量刑が得られるように、検察官と争う。なお、弁護士と弁護人は別の概念であり、弁護士は、弁護人の立場になることのできる代表的な資格である。また、検察審査会が起訴議決した場合、検察官として職務を行う。また同様に、公務員職権濫用^[1]等の犯罪について、検察官の職務を行うことがある^[2]。徽章(バッジ)のシンボルは、中央にエジプト神話マアトの「真実の羽根」との重さを比較する天秤を配した向日葵(ひまわり)。

(ウィキペディアより)



第 2377 回例会

《職場訪問及び日帰り親睦旅行》

日時⇒ 平成 24 年 10 月 12 日(金)

行先⇒ フジテレビ・ALSOK 本社

第 2378 回例会

《地区大会》

日時⇒ 平成 24 年 10 月 21 日(日)

会場⇒ 森のホール 21